

養育費に関する強制執行着手金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、養育費に関する強制執行着手金補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）が弁護士に依頼して養育費の請求等を行う場合の費用を補助することで、養育費を確実に受け取る枠組みを整え、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、大阪市内に居住し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (2) 養育費の不払いにより受け取れていない債権がある者
- (3) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費請求等の弁護士費用補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、強制執行に関する着手金等（弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）が養育費確保に係る事案の処理を受任する際に発生する弁護士費用であって、業務処理の対価の一部となるもの。相談料を含む。）と実費（養育費確保に係る裁判所の申立て等に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代等であって対象者が弁護士等に支払いを要するもの）とする。

2 補助金の額は、15万円を上限として予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費に関する強制執行着手金補助金交付申請書（様式第1-1）及び調査同意書（様式第1-2号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、養育費に関する強制執行のための弁護士費用が確定した日（令和7年4月1日以降の日に限る）の属する年度の翌年度4月30日（土曜日・日曜日・祝日の場合はその前日）までに、市長に申請書及び必要書類を提出しなければならない。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合など、本市が認める場合には、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者がひとり親等として児童を養育している事実を確認できる資料（当該ひとり親等及びその扶養している児童それぞれの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し又は児童扶養手当証書の写し）
- (2) 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- (3) 裁判所へ提出する養育費不払い申立書の写し
- (4) 弁護士等と締結した契約書
- (5) 補助対象経費の領収書等（申請者が負担した経費に限り、次のア～オが記載されたものに限る。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、上記の項目を満たさずとも、正規の領収証書とみなして取り扱うことができるものとする。）

ア 宛名

イ 領収年月日

ウ 領収金額

エ 取引内容（但し書き）

オ 領収者の住所及び氏名、領収印

- (6) その他、市長が必要と認めるもの

3 市長は、養育費の取り決めに交わした文書、補助対象経費の領収書等については、確認後、必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費に関する強制執行着手金補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、養育費に関する強制執行着手金補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、養育費に関する強制執行着手金補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別

の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、養育費に関する強制執行着手金補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、交付対象者に対して報告を求め、又は交付対象者の承諾を得た上で職員に当該交付対象者の居住地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(決定の取消し)

第11条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は養育費に関する強制執行着手金補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 市長は、申請内容に虚偽の記載がなされるなど不正な手段をもって交付を得たものに対し、その返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第6条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。